

## 承認第8号

斑鳩町地域交流館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：総務課】

(仮称) 龍田西地区地域交流館整備工事について、工期を変更する必要性が生じたことから、本条例において所要の改正を行うものであります。

### 1. 改正内容 (付則の改正規定)

斑鳩町地域交流館設置条例の一部を改正する条例 (令和6年3月斑鳩町条例第6号) の施行期日を、令和6年7月1日に改正します。

### 2. 施行期日

公布の日から施行します。